

令和8年6月26日

保護者 様
地域の皆様

さいたま市教育委員会
さいたま市立谷田小学校長

今後の「一斉臨時休業」の基準と対応等について(お知らせ)

日頃から本校の教育活動について、御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、令和8年6月3日に発生した台風第6号は、同年5月29日に改定された防災気象情報の変更に伴う一斉臨時休業の新基準を適用する初めての事案となり、対応について多くの方々から御問い合わせや御意見をいただきました。

これらを踏まえて、教育委員会では今後の台風等への対応について新たな運用を下記のとおり開始することといたしました。

つきましては、令和8年6月29日(月)から、新たな運用を開始いたしますので、内容を御確認いただき、今後の対応に御留意くださいますようお願いいたします。

記

1 今後の「一斉臨時休業」の基準と対応について

対象となる時間帯	大雨・河川氾濫	暴風・暴風雪 等	対 応
当日の6時から15時 (児童生徒の登校を含めた教育活動)の時間帯に重なる場合	<警戒レベル5相当> 特別警報 (大雨・氾濫)	特別警報 (暴風・暴風雪・大雪)	前日12時、又は18時の時点で 、左の表に該当する気象警報が発令される見通しが示されている場合、翌日を一斉臨時休業とする。
	<警戒レベル4相当> 危険警報 (大雨・氾濫)	警報 (暴風・暴風雪)	
当日の6時から9時 (登校の時間帯)に重なる場合	<警戒レベル3相当> 警報 (大雨)		

※前日12時、又は18時に一斉臨時休業を行わない判断をした場合においても、翌朝6時の時点で急な気象状況の変化等により基準に該当する気象警報が発令されている場合は、児童生徒の安全を優先して一斉臨時休業とする。

2 一斉臨時休業を行う場合の連絡方法

- (1) 前日12時、18時、翌朝午前6時時点で、一斉臨時休業の有無にかかわらず、教育委員会から学校安心メール全登録者へ連絡メールを配信します。
- (2) 学校安心メールに登録されていない保護者の方には、学校から連絡いたします。
- (3) その他、必要に応じて、学校から学校安心メール等で情報をお伝えする場合があります。

3 その他

- (1) 一斉臨時休業を決定した後、当日天候が回復しても、学校施設や通学路の安全確認等が必要であることを踏まえ、登校時刻を繰り下げて授業を実施することはありません。
- (2) 一斉臨時休業の基準に該当しない場合においても、校区内の状況等により、児童生徒の安全確保のため、校長判断で「臨時休業」「登校を遅らせる」等の対応をとることがあります。
- (3) 市立高等学校については、通学範囲が広域であるため、各学校で判断します。

担当 教頭 電話 882-2980
〈一斉臨時休業の基準についての問い合わせ〉
さいたま市教育委員会 健康教育課
電話 829-1679